

京都市美観風致審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第66号

京都市美観風致審議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美観風致審議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市美観風致審議会規則

第2条の前の見出しを削る。

第5条を第9条とし、第4条を第8条とする。

第3条に見出しとして「(専門小委員会の招集及び議事)」を付し、同条第4項中「決する」を「決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。

第2条に見出しとして「(専門小委員会)」を付し、同条第1項各号列記以外の部分中「京都市美観風致審議会(以下「審議会」という。)に」を「審議会に、専門の事項を調査し、及び審議させるため、条例第6条第1項に規定する部会として、」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 専門小委員会は、会長の指名する委員5人以上をもって組織する。

第2条第4項を同条第6項とし、第2条第3項中「委員長は、」の右に「その」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 専門小委員会ごとに委員長を置く。

4 委員長は、その専門小委員会に属する委員の互選により定める。

第2条を第5条とし、同条の前に次の2条を加える。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係がある特別委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第1条中「京都市美観風致審議会条例第2条第2項の規定により」を「条例第3条に規定する市長が適当と認める者として、」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、京都市美観風致審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市美観風致審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項及び第4項の規定にかかわらず、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例による廃止前の京都市美観風致審議会条例に基づく京都市美観風致審議会の会長又はその職務を代理する委員であった者は、それぞれこの規則の施行の日に京都市美観風致審議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

3 前項の規定は、改正後の規則第5条第2項の規定による専門小委員会の委員の指名、同条第4項の規定による委員長を選任及び同条第6項の規定による委員長の職務を代理する委員の指名について準用する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)